

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の
一部を改正する省令（案）」について

令和6年8月5日
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

1. 改正等の趣旨

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境の汚染を防止するため、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うこととしている。

令和5年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）、令和5年度化学物質審議会第1回安全対策部会（経済産業省）及び第237回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）（令和5年9月15日）において、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（以下「NPE」という。）を第二種特定化学物質に指定するとともに、NPEを使用する水系洗浄剤について、技術上の指針の遵守及び表示の義務を課す製品に指定することが適当であるとの結論が得られた。

これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）において、NPEを第二種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行う（本改正案に係り令和6年7月26日から同年8月30日まで意見募集実施）。

法第35条第1項及び第2項に基づき第二種特定化学物質等を製造・輸入する事業者に対して、事前の製造・輸入予定数量の届出義務を課すとともに、同条第6項に基づき同条第1項の届出をした者に対して、事後の実績数量の届出義務を課している。

今回新たに第二種特定化学物質へ指定するNPEには、構造が異なる化学物質が多数存在するため、物質を同定するための情報を届け出てもらう必要がある。そのため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号。以下「省令」という。）で定める法第35条第1項、第2項及び第6項の届出に係る様式を変更する等の所要の改正を行う。

2. 省令改正の概要

- （1）省令様式第13及び様式第14の書類名を変更する。
- （2）省令様式第13及び様式第14の届出対象の化学物質について、物質を同定するための情報としてCAS登録番号を複数記載できるようにする。
- （3）その他、省令様式第11から様式第14までの用語の整理等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年9月頃

施行：令和7年4月頃

（以上）